



Q 相続税の税制に大きな改正があるとのことですが、どのようなものですか。サラリーマン家庭にも関係がある内容なのですか。

A 今回の改正では課税ベースそのものが見直され、このところ相続税とは無縁であった層にも負担がかかることになる、という点が重要です。これにより都市部に持ち家があり、退職金をもらい、人並みに生命保険に加入していれば相続税が発生することが起こり得ます。相続税がより多くの人にとって身近な税金となることを意味しています。

象徴ともいえるのが「基礎控除額」の引き下げです。基礎控除額とは課税価格から法定相続人の数に応じた金額を差し引き、基礎控除額を超えなければ相続税が生じないことですが、改正によって40%も削減されることとなります。例えば、被相続人に妻と2人の子どもがいる場合であれば、これ

相続税が身近な税金に

までは課税価格が8千万円までは税金をかけられることはなかったのですが、今後は4800万円を超えれば相続税が発生することになります。

また、税率構造も改正され、課税価格が特に大きくなる場合には5%ほど負担を重くする内容が盛り込まれています。具体的には、2億円超3億円以下の部分は40%から45%へ、3億円超6億円以下の部分は現行のまま50%、6億円超になる部分は50%から55%へ変更されることとなります。

その一方で、贈与税の税率は20歳以上の子や孫へ財産を受け渡す場合には5~10%程度緩和され、現役世代への財産移転は比較的容易となりました。

今後の節税手段としては、地道に生前贈与を進めることがこれまで以上に重要な役割を果たすこととなります。詳しくは専門家に相談ください。

※改正の内容は、現段階では確定されたものではありません。
(東京地方税理士会所属税理士・清田 幸弘)